○文化庁告示第五十一号

次の表に掲げる物件に係る旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第三条の規定に基づき、同法第二条第一項の規定による認定を取り消す。

平成二十八年八月十七日

文化庁長官　宮田　亮平

（工芸品の部）

名称及び員数	認定告示	所有者	所有者の住所
太刀　銘長光　一口	昭和十年文部省告示第二百六十九号	有限会社飯田高遠堂	東京都新宿区下落合三―一七―三三

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第４０４号

千葉県野田市東宝珠花201番地２

債務者　沼田　勘治

1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　見付　泰範

4　破産債権の届出期間　平成28年９月２日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年10月31日午前11時

6　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４０５号

千葉県野田市東宝珠花201番地２

債務者　沼田　球子

1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　見付　泰範

4　破産債権の届出期間　平成28年９月２日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年10月31日午前11時

6　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５２５５号

東京都豊島区池袋２丁目54―２―204

債務者　肥沼　　薫

1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　石塚健一郎

4　破産債権の届出期間　平成28年８月31日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年10月28日午前10時

6　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２６３号

東京都渋谷区恵比寿西２丁目11―14―102

債務者　豊原　孝則

1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　近森　章宏

4　破産債権の届出期間　平成28年８月31日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年10月28日午前10時

6　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２６６号

東京都東久留米市柳窪２丁目16―９―211

債務者　古川　寛樹

1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　梶谷　　篤

4　破産債権の届出期間　平成28年８月31日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年10月28日午前10時

6　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２８０号

千葉県船橋市前原西１丁目５―28

債務者　長谷川　博

1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　塚本亜里沙

4　破産債権の届出期間　平成28年８月31日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年10月28日午後１時30分

6　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５３２２号

東京都台東区谷中２丁目14―１

債務者　小林　一彦

1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　江木　大輔

4　破産債権の届出期間　平成28年８月31日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年10月28日午前10時

6　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５３２８号

東京都中央区築地４丁目４―14―616

債務者　黒川　　優

1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　内田　和広

4　破産債権の届出期間　平成28年８月31日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年10月28日午後１時30分

6　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５３３６号

東京都板橋区前野町６丁目31―11―607

債務者　福井　妙子

1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　木内　雅也

4　破産債権の届出期間　平成28年８月31日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年10月28日午前10時30分

6　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５３４９号

東京都江東区南砂２丁目３―１―344

債務者　高田　一生

1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　西山　　温

4　破産債権の届出期間　平成28年８月31日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年10月28日午前11時

6　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５３５４号

東京都練馬区桜台５丁目44―10―202

債務者　山内　義之

1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　片野田志朗

4　破産債権の届出期間　平成28年８月31日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年10月28日午前10時30分

6　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで

東京地方裁判所民事第20部